

会 員 規 則

(入会基準)

第1条 定款第6条第1項第1号に規定する臓器移植に関係する団体は次のとおりとする。

- (1) 都道府県その他の地方公共団体
- (2) 臓器移植に関する知識の普及及び啓発その他の臓器移植に関する事業を行う公益法人等の団体
- (3) 公益社団法人日本医師会に置かれる日本医学会の各分科会またはこれに類する団体であって、臓器移植に関する分野に係るもの
- (4) 腎臓、心臓、肝臓、肺等の疾患を有する患者、又は臓器の移植を受けた者をもって構成される全国的な団体
- (5) その他理事会において臓器移植に関する認められた団体

2 定款第6条第1項第1号に規定する臓器移植に関する病院または病院に準ずるものは次のとおりとする。

- (1) 死体（臓器の移植に関する法律に規定する脳死した者の身体を含む。以下同じ。）からの臓器移植を行うまたは行おうとする病院または病院に準ずるもの（以下「移植病院等」という。）であって、別に定める基準に該当するもの。この場合、臓器の種類ごとに、それぞれ個別の移植病院等とみなす
- (2) 死体からの臓器移植に係る組織適合性検査を行う病院または病院に準ずるもの
- (3) 救命救急センターその他死体からの臓器提供に係る病院または病院に準ずるもの
- (4) 透析医療に従事する病院または病院に準ずるもの
- (5) その他理事会において臓器移植に関する認められた病院または病院に準ずるもの

3 定款第6条第1項第1号に規定する学識経験者は、一般有識者または臓器移植、及び腎臓、心臓、肝臓、肺等の疾患に造詣の深い者であって、この法人の目的に賛同する者をいう。

(入会金)

第2条 定款第8条に規定する入会金は、入会しようとする正会員が納入すべき会費の半額とする。

2 病院等の代表者である正会員が退会し、当該正会員の後任者が当該病院等の代表者として入会するときは、入会金を徴収しない。

(会 費)

第3条 定款第8条に規定する会費は以下のとおりとする。

- (1) 第1条第1項第2号に該当する会員にあつては年額15万円
- (2) 第1条第1項第3号に該当する会員にあつては年額10万円
- (3) 第1条第1項第4号に該当する会員にあつては年額10万円
- (4) 第1条第1項第5号に該当する会員にあつては年額10万円
- (5) 第1条第2項第1号に該当する会員にあつては年額20万円
- (6) 第1条第2項第2号に該当する会員にあつては年額10万円
- (7) 第1条第2項第4号に該当する会員にあつては年額10万円
- (8) 第1条第2項第5号に該当する会員にあつては年額10万円

- (9) 定款第6条第1項第1号に規定する学識経験者にあつては年額1万円
- 2 会員である期間が1年に満たないときも同額とする。
 - 3 年度の途中で退会しまつたは除名された場合も当該年度の会費は、これを納入しなければならない。
 - 4 病院等の代表者である正会員が退会し、当該正会員の後任者が当該病院の代表者として正会員となつた場合の会費は、前会員の会費を以てこれにあてる。

(賛助会員)

第4条 定款第8条に規定する賛助会員は以下のとおりとする。

- | | | | |
|--------|--------|------|-----------|
| (1) 団体 | 年額 | (1口) | 10万円 |
| (2) 個人 | 特別賛助会員 | 年額 | (1口) 10万円 |
| | 一般賛助会員 | 年額 | (1口) 4千円 |

(入会金の免除)

第5条 次の一に該当する者については、入会金を徴収しない。

- (1) 都道府県その他の地方公共団体
- (2) 救命救急センターその他死体からの臓器提供に係る病院または病院に準ずるものの代表者
- (3) 定款第6条第1項第1号に規定する学識経験者であつて、理事会の承認を得た者
- (4) その他社員総会において入会金を免除された者

(会費の減免)

第6条 次の一に該当する正会員については、会費を徴収しない。

- (1) 都道府県その他の地方公共団体である正会員
- (2) 救命救急センターその他死体からの臓器提供に係る病院または病院に準ずるものの代表者
- (3) 定款第6条第1項第1号に規定する学識経験者であつて、理事会の承認を得た者
- (4) その他社員総会において会費を免除された正会員

2 次の一に該当する正会員については、会費の額を減額することが出来る。

- (1) 定款第6条第1項第1号に規定する学識経験者である正会員であつて、理事会の承認を得た者
- (2) その他社員総会において会費を減額された正会員

(付 則)

この規則は平成7年4月25日から施行し、平成7年6月16日に改訂する。

(付 則)

この規則は平成9年10月16日から施行する。

(付 則)

この規則は平成10年3月26日から施行する。

(付 則)

この規則は平成14年3月13日から施行する。

(付 則)

この規則は平成24年1月1日から施行する。

(付 則)

この規則は平成25年4月1日から施行する。